

令和4年 第9回 南区選挙管理委員会

議 題

1 議 案

議案第45号 参議院議員通常選挙における期日前投票所の投票管理者の職務代理者の
変更に関する専決処分の承認を求めることについて

議案第46号 参議院議員通常選挙における投票立会人の変更に関する専決処分の承
認を求めることについて

議案第47号 参議院福岡県選出議員選挙における開票立会人の決定について

議案第48号 参議院比例代表選出議員選挙における開票立会人の決定について

2 その他

今後の委員会開催予定日時について

- ・令和4年 7月 10日（日）午前 10時00分～
- ・令和4年 7月 20日（水）午前 10時00分～

議案第 45 号

参議院議員通常選挙における期日前投票所の投票管理者の職務代理者の変更に関する専決処分の承認を求めることについて

令和 4 年 7 月 10 日執行の参議院議員通常選挙における南区の期日前投票所の投票管理者の職務代理者の変更について、地方自治法施行令第 137 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により、これを報告し、承認を求める。

令和 4 年 7 月 7 日

福岡市南区選挙管理委員会
委員長 光 安 力

専決第1号

参議院議員通常選挙における期日前投票所の投票管理者の職務代理者の変更について

令和4年7月10日執行の参議院議員通常選挙における南区の期日前投票所の投票管理者の職務代理者を次のように変更する必要が生じたが、急施を要し、委員会を招集する暇がないので、地方自治法施行令第137条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和4年7月5日

福岡市南区選挙管理委員会
委員長 光 安 力

別紙のとおり

(根拠)

- ・ 専決処分 地方自治法施行令第137条第1項の規定による。
- ・ 議決 公職選挙法施行令第24条第1項及び第4項の規定による。
- ・ 告示 公職選挙法施行令第25条の規定による。

議案第 46 号

参議院議員通常選挙における投票立会人の変更に関する専決処分の承認を求めることについて

令和 4 年 7 月 10 日執行の参議院議員通常選挙における南区の投票区の投票立会人の変更について、地方自治法施行令第 137 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により、これを報告し、承認を求める。

令和 4 年 7 月 7 日

福岡市南区選挙管理委員会
委員長 光 安 力

専決第 2 号

参議院議員通常選挙における投票立会人の変更について

令和 4 年 7 月 10 日執行の参議院議員通常選挙における南区の投票区の投票立会人を次のように変更する必要が生じたが、急施を要し、委員会を招集する暇がないので、地方自治法施行令第 137 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 4 年 7 月 5 日

福岡市南区選挙管理委員会
委員長 光 安 力

別紙のとおり

(根拠)

- ・ 専決処分 地方自治法施行令第 137 条第 1 項の規定による。
- ・ 議決 公職選挙法第 38 条第 1 項の規定による。

議案第 47 号

参議院福岡県選出議員選挙における開票立会人の決定について

令和 4 年 7 月 10 日執行の参議院福岡県選出議員選挙につき、南区開票区において候補者から開票立会人となるべき者として届出のあった次の者を開票立会人に決定する。

令和 4 年 7 月 7 日

福岡市南区選挙管理委員会
委員長 光 安 力

別紙のとおり

(根拠)

・議決 公職選挙法第 62 条第 2 項及び第 4 項の規定による。

議案第 48 号

参議院比例代表選出議員選挙における開票立会人の決定について

令和 4 年 7 月 10 日執行の参議院比例代表選出議員選挙につき、南区開票区において参議院名簿届出政党等から開票立会人となるべき者として届出のあった、次の者を開票立会人に決定する。

令和 4 年 7 月 7 日

福岡市南区選挙管理委員会
委員長 光 安 力

別紙のとおり

(根拠)

- ・議決 公職選挙法第 62 条第 2 項の規定による。